

令和7年12月10日

お客様各位

中栄信用金庫

営業関連業務におけるタブレット端末を使用した
「受取書」の発行について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、令和6年10月よりお客様から現金や通帳等のお預かりやお預かり物を返却する際に取引内容確認を「タブレット端末」画面上での「電子サイン」とさせていただいており、ご希望のお客さまには「二次元バーコード」の読み込みによるご依頼内容が確認できる取扱いを実施しておりましたが「読み込みに対し対応しているアプリが必要であるなど、不便に感じる」等のご意見をいただいたことから、令和8年1月5日（月）よりお預かりした「現金金額」や「お預かり物」がわかる「受取書」を発行することとさせていただきます。

【受取書発行にかかるお手続き方法の変更について】

1. お客様から現金・通帳等をお預かりする際のお手続き

- ・タブレット端末にご依頼内容を当金庫営業担当者が登録し、お客様に登録内容をご確認のうえ、タブレット端末上での電子サイン（署名）をいただきます。
その後、現金金額やお預かり物がわかる「受取書」を発行させていただきます。
(令和7年12月30日まで二次元バーコードの読み込みは廃止となります)
- ・定期積金の集金業務につきましては、従来通り定期積金証書への集金印を証左とさせていただくため、受取書の発行は致しません。
- ・店頭でのご返却をご希望の際は、渉外担当者へお申し伝えください。

2. お客様へ現金・通帳等をご返却する際のお手続き

- ・タブレット端末でお受取り内容をご確認いただき、タブレット端末上に電子サイン（署名）をいただきます。お預かりの際に発行した受取書については、返却の電子サインをもって無効とさせていただきます。（返却時に受取書等を担当者へお渡し願います）
- ・店頭でのご返却をご希望される際は、お渡しした「受取書」とご本人確認ができる書類（運転免許証・マイナンバーカード等）を併せてご来店時にご提示のうえ、「受領書」にご署名いただきますようお願い申し上げます。

※中栄信用金庫では、現金・通帳等をお預かりする際、所定の「受取書・預り書」または依頼控票以外のもの（名刺やメモ等）を発行することはございません。ご不明、ご不審の点がございましたらお気軽にお取引店舗へご連絡ください。

